

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年7月23日提出
【発行者名】	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石井 孝典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル
【事務連絡者氏名】	清水 達也
【電話番号】	03-5510-8550
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	M F S 日本株ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額（1兆円を上限とします）
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

MFS日本株ファンド

但し、愛称として“日本株オールマイティ”という名称を用いることがあります。

（以下「当ファンド」といいます）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「当社」といいます）を委託者として投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含めて、「投信法」といいます）に基づく契約型の追加型証券投資信託・受益権です。

当ファンドは、格付けを取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）

の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします（発行口数に基準価額を乗じて得た額）。

なお、上記金額には申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税及び地方消費税相当額は含まれていません。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の「基準価額」とします。

なお、上記金額には、申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれていません。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産を時価で評価した、資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます（但し、表示は1万口当たりに換算した価額で行われます）。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。日々の基準価額については、委託会社（電話：03-5510-8550）又は委託者の指定する証券会社および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）へお問い合わせください。また、原則として、本ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

### （５）【申込手数料】

申込手数料は、お申込み口数又はお申込み金額に応じて、その3.15%（税抜3%）を上限として各販売会社が個別に定める申込手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります（本書提出日現在）。各販売会社が個別に定める申込手数料率については委託会社（電話：03-5510-8550）又は各販売会社へお問い合わせ下さい。

「税抜」における「税」とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。以下同じ。

「償還乗換え」により当ファンドをお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします）で取得する口数について無手数料とすることがあります。詳細は各販売会社にお問い合わせ下さい。

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3か月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3か月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお求めいただく場合をいいます。

自動けいぞく投資契約（下記(12)に定義します）に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

#### (6) 【申込単位】

申込単位は販売会社によって異なります。詳しくは委託会社（電話：03-5510-8550）又は販売会社へお問い合わせください。なお、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

#### (7) 【申込期間】

継続募集に係る申込期間

平成22年7月24日から平成23年7月22日まで

継続募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

なお、午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

#### (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、委託会社（電話：03-5510-8550）へお問い合わせください。

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、取得申込に係る金額を、販売会社に対し販売会社の指定する期日までに、販売会社の指定する方法で支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所につきましては、委託会社（電話：03-5510-8550）へお問い合わせください。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

収益分配金に関し、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差し引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」（別の名称で同様のコース名を含みます。以下同じ。）があります。受益権の取得申込者で「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、お買付けに際して、当ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の契約を含みます）を販売会社との間で結んでいただきます。但し、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。また、販売会社によっては、「一般コース」、「自動けいぞく投資コース」どちらか一方の取扱いとなる場合があります。詳しくは委託会社（電話：03-5510-8550）又は販売会社へお問い合わせください。

#### お申込み代金の利息

お申込み代金には利息を付けません。

#### 日本以外の地域での発行

該当事項はありません。

#### 申込証拠金

該当事項はありません。申込者には申込代金をお支払頂きます。

#### 振替受益権

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### （参考）

##### （投資信託振替制度とは）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（本書において「振替口座簿」といいます）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、わが国の株式（わが国の企業が海外市場において発行した株式を含みます）を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指してアクティブに運用を行うことを基本とします。

###### ファンドの基本的性格

社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は、以下の通りです。

<<商品分類表>>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## &lt;&lt;属性区分表&gt;&gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
<b>株式</b>	<b>年1回</b>	グローバル	あり
<b>一般</b>	年2回	<b>日本</b>	( )
大型株	年4回	北米	<b>なし</b>
中小型株	年6回(隔月)	欧州	
債券	年12回(毎月)	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他	中南米	
社債	( )	中近東	
その他債券		(中東)	
クレジット属性		エマージング	
( )			
不動産投信			
その他資産			
( )			
複合資産			
( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

株式一般...大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類及び属性区分の全体的な定義等に関しましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) に掲載されておりますので、ご覧ください。

### ファンドの特色

今日わが国の企業といえども世界経済の影響を大きく受けている中で、世界レベルで比較分析し、業種や規模を問わず、将来の収益成長力が高いと期待できる日本企業の「ベスト・アイデア銘柄（次文参照）」を発掘し、世界レベルで競争力のあるわが国の企業を厳選して投資します。具体的な銘柄の選定にあたっては、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（以下「MFS」）伝統の徹底したボトムアップ・アプローチにより、主として（ア）強固な営業基盤、（イ）成長市場におけるリーダー的存在、（ウ）収益改善に効果的なリストラクチャリング及び（エ）安定収益又は価値あるキャッシュ・フロー（収益、キャッシュ・フロー、簿価、配当性向等に基づく価値）といった要因により継続して収益成長を遂げることが期待できる企業（「ベスト・アイデア銘柄」）に投資します。特に外国人アナリストが、東京のみならず、ボストン、ロンドン、シンガポールなど海外からの視点で、“世界が認める日本企業”を選択して投資しているのが特徴です。

“世界が認める日本企業”を厳選するために、以下の運用を目指します。

- ・確信が持てる銘柄のみを選びます。  
企業訪問や工場、店舗、取引先へのヒアリングなど、現場からの情報収集を行い、またチームでの議論を尽くした独自の分析を重視するリサーチ・アナリストチームが、確信度の高いベスト・アイデア銘柄を発掘します。
- ・世界的な視野に立って調査・分析を行います。  
リサーチ・アナリストの拠点はボストン、ロンドン、シンガポール、メキシコシティ、シドニー、そして東京。日本企業が海外展開を進め、また業種に関わりなく国際競争力を問われる環境下、M F S の世界的な視野に立った分析手法が差別化のポイントです。
- ・M F S 伝統のアクティブ運用を行います。  
社内独自に調査部門を設立しボトムアップ・アプローチによる運用を始めたのが1932年。一貫した運用哲学で幾多の風雪に耐えた実績を積み重ねてきたM F S の運用手法は、日本株運用においても踏襲されています。

なお、資金動向、市況動向等によっては上記の内容の運用ができない場合があります。

#### 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できます（信託約款第2条第2項）。委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます（信託約款第2条第3項）。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

#### （2）【ファンドの沿革】

平成12年4月26日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

平成13年4月25日 第1計算期間にかかる決算を行う

以降、原則毎年4月25日に決算を行う

#### （3）【ファンドの仕組み】

委託会社及び当ファンドの関係法人の名称等

委託会社及び当ファンドの関係法人の名称、当ファンドの運営上の役割並びに委託会社が関係法人と締結している契約等の概要は、以下の通りです。

##### 1) 委託会社（エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社）

委託会社は、平成12年4月26日に、受託会社との間で当ファンドの信託契約（これに係る約款を以下、単に「信託約款」といいます）を締結しています。委託会社は、当ファンドにおける投資信託財産の運用指図を行うほか、当ファンドに関し、以下の業務を行います。

- (a) 信託約款の届出
- (b) 受託会社との信託契約の締結、解約の実行
- (c) 目論見書、運用報告書の作成
- (d) 投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使
- (e) 投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）
- (f) 投資信託財産に関する帳簿書類の作成

なお、委託会社は、投資信託財産の計算その他当ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。その場合、これに関連して発生する費用が信託事務の処理等に要する諸費用の一部として、信託報酬とは別途当ファンドから支払われることがあります。詳しくは、下記4．手数料等及び税金(4)「その他の手数料等」をご参照下さい。

##### 2) マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（以下「M F S」又は「投資助言者」といいます）

投資助言者は、委託会社とのサブ・アドバイザー契約に基づき、委託会社に対して投資助言を行います。

## 3) 三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます）

受託会社は、当ファンドに関し、以下の業務を行います。なお、受託会社は、当ファンドに係る信託事務の一部について信託業務の兼営の認可を受けた金融機関と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

- (a) 委託会社との信託契約の締結
- (b) 投資信託財産の保管・管理
- (c) 投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）
- (d) 外貨建有価証券を保管・管理する外国の保管銀行への指示及び連絡

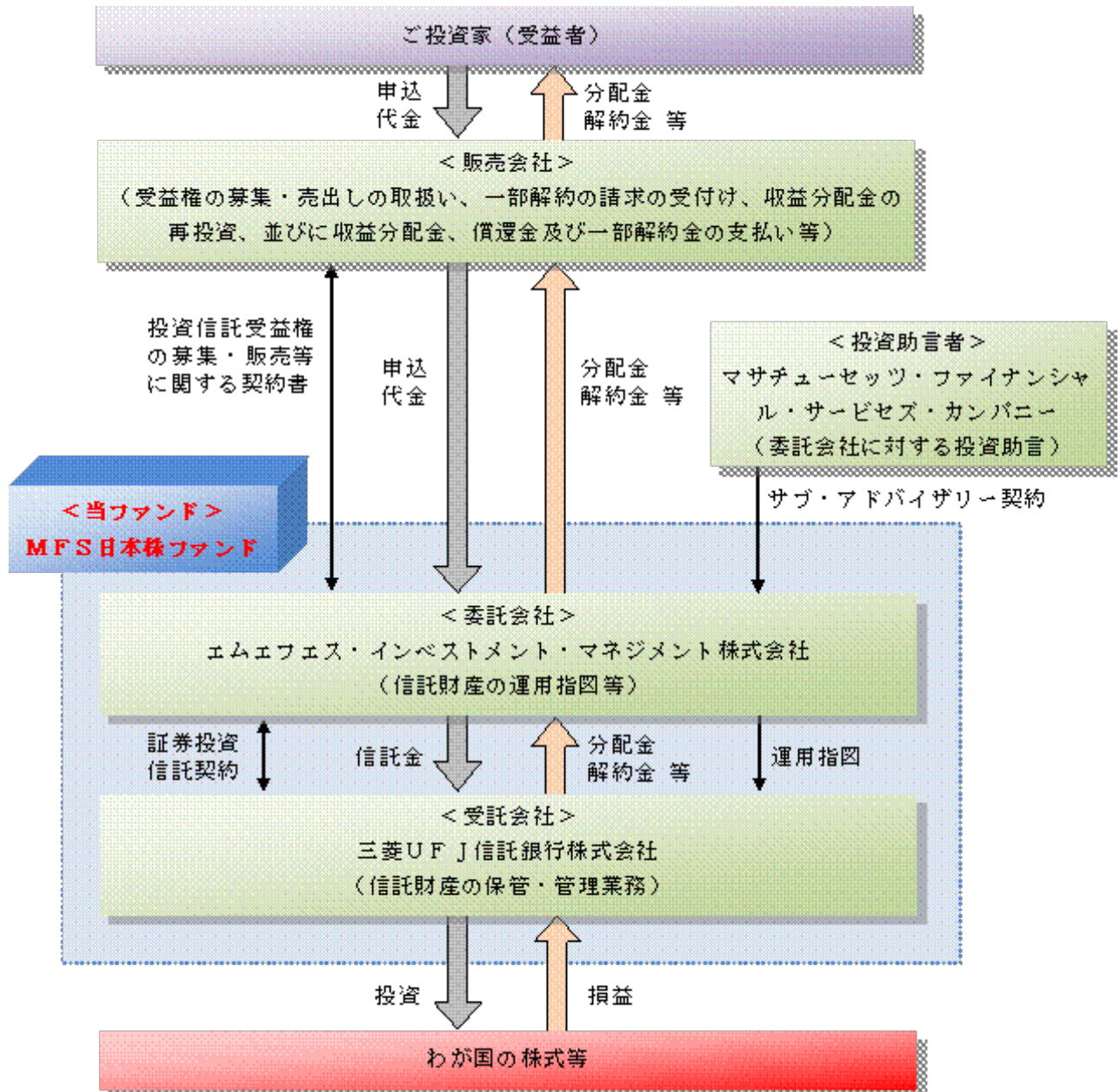
## 4) 販売会社

販売会社は、当ファンドに関し、以下の業務を行います。

- (a) 受益権の募集・売出しの取扱い
- (b) 目論見書の購入申込者への交付、運用報告書の受益者への交付
- (c) 受益権の一部解約の請求
- (d) 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いの取扱い
- (e) 収益分配金の再投資
- (f) 所得税及び地方税の源泉徴収
- (g) 取引報告書、残高証明書、預り証（取引明細書）等の交付



## ファンド運営の仕組み



## 委託会社の概況

## 1) 資本金

委託会社の資本金の額は金495百万円です（本書提出日現在）。

## 2) 委託会社の沿革

平成10年5月12日	会社設立
平成10年6月30日	投資顧問業の登録
平成11年2月18日	投資一任契約に係る業務の認可
平成11年12月9日	証券投資信託委託業の認可
平成12年8月1日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
平成19年9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録

## 3) 委託会社の大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
マサチューセッツ・ファイナンシャル ・サービス・カンパニー	米国マサチューセッツ州	9,900株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 運用方針

当ファンドは、わが国の株式（わが国の企業が海外市場において発行した株式を含みます）を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指してアクティブに運用を行うことを基本とします。

#### 投資態度

- 1) わが国の株式を主要投資対象とし、ベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）を長期的に上回るパフォーマンスを目指して、アクティブに運用を行うことを基本とします。なお、ベンチマークは、わが国の株式市場の構造変化等によって見直す場合があります。
- 2) 株式の組入比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の80%程度以上とします。但し、市況動向により弾力的に変更する場合があります。
- 3) 今日わが国の企業といえども世界経済の影響を大きく受けている中で、世界レベルで比較分析し、業種や規模を問わず、将来の収益成長力が高いと期待できる日本企業のベスト・アイデア銘柄（下記4）に定義します）を発掘して、厳選した投資を行います。なお、資金動向、市況動向等によっては、上記の内容の運用ができない場合があります。
- 4) 具体的な銘柄の選定にあたっては、徹底したボトムアップ・アプローチにより、主として 強固な営業基盤、成長市場におけるリーダー的存在、収益改善に効果的なリストラクチャリング、及び安定収益又は価値あるキャッシュ・フロー（収益、キャッシュ・フロー、簿価、配当性等に基づく価値）などの要因により継続して収益成長を遂げることが期待できる企業（以下「ベスト・アイデア銘柄」といいます）に投資します。特に外国人アナリストが、東京のみならず、ボストン、ロンドン、シンガポールなど海外からの視点で、“世界が認める日本企業”を選択して投資しているのが特徴です。なお、資金動向、市況動向等によっては、上記の内容の運用ができない場合があります。
- 5) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引並びに店頭市場におけるこれら取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます）を行うことができます。
- 6) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利又は異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
- 7) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- 8) 投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の貸付けを行うことができます。
- 9) 投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金の借入れを行うことができます。

## MFSグループのボトムアップ・アプローチの特色

ボトムアップ・アプローチとは、経済情勢の分析といったマクロ的観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を調査・分析した結果に基づいて銘柄選択を行う運用手法のことをいいます。MFSグループでは、保有する銘柄についてすべて自ら企業へ足を運び、また取引先や顧客へのヒアリング等を実施しながら、徹底的に企業のファンダメンタルズを調査、分析します（以下「MFSグループのオリジナル・リサーチ」といいます）。MFSグループのボトムアップ・アプローチの特色は、かかる調査、分析を前提として、すべての運用プロフェッショナルが互いに活発な議論を行うことにあります（以下「チームワーク運用」といいます）。それぞれが持つ、異なった情報や投資アイデアをぶつけ合うことによって、新しいかつ独創的な切り口のアイデア（以下「ベスト・アイデア」といいます）が生まれると考えます。

## （２）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものをいいます。

- 1) 特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項に定めるものをいい、次に掲げるものを含みます）
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものおよびそれらに類似する取引に限ります）
  - (c) 金銭債権（預金、コールローンを含み、(a)及び(d)に掲げるものに該当するものを除きます）
  - (d) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）

### 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 為替手形
- (b) その他委託会社が運用上必要であると認めた資産

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第18条第1項）。

- 1) 株券又は新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます）
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）及び新株予約権証券
- 12) 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前号までの証券又は証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

- 14) 投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
- 16) オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
- 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。

なお、1)の証券又は証書、12)及び17)の証券又は証書のうち1)の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券及び12)並びに17)の証券又は証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券及び14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます（信託約款第18条第2項）。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます（信託約款第18条第3項）。

### （3）【運用体制】

当ファンドは、投資専門家（アナリスト）がチーム（5名程度）で運用します。直接企業を調査するアナリスト・チームが、業種や規模を問わず、有望と判断される企業を発掘します。アナリスト・チームによるリサーチ（調査）を重視した運用を行う当ファンドの特徴として、

業種に関係なく様々な情報を迅速に共有

多様な情報に基づいた銘柄の分散

有望と判断される銘柄の迅速な選別

などがあると考えています。

委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

世界的な視野に立って日本企業の調査・分析を行います。企業の海外展開という世界的な流れのなかで、日本の企業も世界的な競争にさらされています。当ファンドでは、MFSのグループ力を活かし、世界的な視野に立って日本企業の調査・分析を行います。

世界的に成長性があると判断される業種や企業

海外企業に対して競争優位と判断される業種や企業

を中心に銘柄を選別していきます。

MFSのオリジナル・リサーチに基づいた運用を行います。

MFSグループが米国初のミューチュアル・ファンドの運用を開始したのが1924年。そして、社内に調査部門を設置してボトムアップ・アプローチ による運用を始めたのが1932年です。

この背景にあるのが、「株価は企業収益やキャッシュ・フローと密接な関係がある」という考え方で、独自に個別企業の徹底した調査・分析を行うことで、投資妙味があると考えられる企業を発見できるとの考えに立ち、「収益成長力があり、かつ割安な株価水準にあると判断される企業に投資することを原則としたGARP（ガーブ）戦略」を重視した運用を行います。

ボトムアップ・アプローチとは、経済情勢の分析といったマクロ的観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を調査・分析した結果に基づいて銘柄選択を行う運用手法です。

キャッシュ・フローとは、企業が一定の期間に実際に受取った（支払った）現金の流入の金額をいいます。収益動向だけではわからない企業の別の側面を計ることができます。

GARPとは、Growth At a Reasonable Price の略語。収益成長力があり、かつ割安な株価水準にあると判断される企業に対して投資を行うことをいいます。

上記の運用チームのあり方について、MFSグループのCIO（Chief Investment Officer:最高投資責任者）が、クオンツグループのデータをもとに検証を行っております。

具体的な運用プロセスは、以下のように行われます。

アナリスト自身による調査・分析

調査を担当するアナリストが、企業訪問や工場、店舗、取引先へのヒアリングなど徹底した調査・分析を行います。

独自の格付け

世界各地のMFSグループのアナリストとの密接なコミュニケーションを通じ、ベスト・アイデア銘柄の発掘に努めます。

アナリストたちは独自の業績予想モデルの構築を通じ、成長性と株価水準の比較を行って当社独自の格付けを行います。

ベスト・アイデア銘柄の選定

当社が「買い」格付けと判断した銘柄から、収益率、キャッシュフロー、会計基準などを勘案し、リスク分析を行ったうえで、チームでの話し合いを通じて投資銘柄を選別します。

当ファンドの運用を担当するアナリストは、保有銘柄を中心に常に個別銘柄を定期的にモニターしていきます。

また、以下のような状況において銘柄の入替えを行うことがあります。

保有銘柄の株価が当初設定した目標株価に到達した時

企業のファンダメンタルズが悪化した時

より魅力的な投資対象銘柄が現れた時

なお、社内規則として、服務規程、内部者取引規程などを定めることにより、利益相反となる取引やインサイダー取引を防止するなど、法令遵守の徹底を図っております。

#### （４）【分配方針】

収益分配方針（信託約款「運用の基本方針」中の「収益分配方針」）

毎計算期末に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の利子、配当収入及び売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案してその裁量により決定します。但し、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- 3) 収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益の分配（信託約款第44条）

- 1) 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、委託会社の裁量により次の方法により処理します。
    - (a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に対する消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
    - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に対する消費税及び地方消費税に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- 収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1か月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします（信託約款第46条第1項）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基いて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間満了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます（信託約款第46条第2項）。
- 3) 上記1)及び2)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします（信託約款第46条第5項）。

収益分配金の委託会社への払い込みと支払いに関する受託会社の免責（信託約款第45条）

- 1) 受託会社は、収益分配金について、上記の支払開始日の前日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- 2) 受託会社は、上記1)により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## (5) 【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1) 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 委託会社は、投資信託財産に属する外貨建有価証券（外貨建表示の有価証券をいいます。但し、わが国の企業が海外市場において発行した株式は、わが国の株式とします）の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません（信託約款第27条）。

信託約款上のその他の投資制限

- 1) 投資する株式等の範囲（信託約款第20条）
  - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、信託約款付表に定める証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場



を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして信託約款付表に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。但し、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- (b) 上記(a)にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## 2) 信用取引の指図範囲（信託約款第21条）

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- (b) 上記(a)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により上記(b)の売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

## 3) 先物取引等の運用指図（信託約款第22条）

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに信託約款付表に定める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引並びに店頭市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ）。
- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに信託約款付表に定める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引並びに店頭市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに信託約款付表に定める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引並びに店頭市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## 4) スワップ取引の運用指図（信託約款第23条）

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## 5) 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図（信託約款第24条）



- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。また、為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (b) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 6) 有価証券の貸付の指図及び範囲（信託約款第25条）
- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債について次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) 上記(a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 7) 公社債の借入れ（信託約款第26条）
- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で

ある場合においてできるものとします。

- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れにかかる公社債の時価の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

#### 8) 特別の場合の外貨建資産への投資制限（信託約款第28条）

外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 9) 外国為替予約の指図及び範囲（信託約款第29条）

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに投資信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (b) 上記(a)の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。但し、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 法令上の投資制限

##### 1) 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもつて当該株式を取得することを受託会社に指図してはならないものとします。（投信法第9条及び投信法施行規則第20条）

##### 2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます）を行い、又は継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

#### その他

##### 1) 資金の借入れ（信託約款第37条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金

の合計額を限度とします。

- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

## 2) 集中投資

集中投資に関する制限はありません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、証券会社以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、当ファンドの購入者が負うこととなります。当ファンドは、長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。当ファンドからの安定した運用を確保するために、長期の保有をお勧めします。

当ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因としては、主として次のようなものがあります。

##### 1) 株式市場リスク

当ファンドは株式に投資を行います。株式市場、そして個々の株価は、個々の企業の活動や一般的な市場、経済、政治、規制、地政学的要因、その他の状況に反応して変動します。当ファンドは、原則として株式の組入比率について投資信託財産の純資産総額の80%程度以上としますので、基準価額は組み入れた株式の価格変動によって大きく変動することがあります。また、組み入れた株式以外の有価証券の価格変動によっても、投資元本を割り込むことがあります。

##### 2) 信用リスク

当ファンドは、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

##### 3) カウンターパーティーリスク

第三者との取引は、その第三者の信用リスクに影響されることがあります。当ファンドの資産をコールローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、第三者の債務不履行などにより損失が発生することがあります。

##### 4) 投資判断リスク

投資分析が不正確な結果、当ファンドの運用が他のファンドや市場平均と比較して劣後することがあります。

##### 5) 流動性リスク

投資対象となる運用商品と市場の状況により、想定した時機と価格での売却ができない可能性があり、当ファンドが悪影響を被ることがあります。

##### 6) 解約申込に伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるをえないことがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドに対する投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるその他の事項及び留意点としては、主として次のようなものがあります。

##### 1) 最低設定額に関する留意点

当ファンドの申込金の合計が1億円に満たない場合には、委託会社の裁量により当ファンドの設定を中止することがあります。その場合、申込代金は、申込者に返戻されますが、付利はされません。

##### 2) 当ファンドの繰上償還に関する留意点

当ファンドは、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、受託会社と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と協議のうえ、必要な手続を経て、信託契約を終了させることができます。繰上償還された場合には、手数料は返還されません。

##### 3) 資産規模に関する留意点

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

## 4) 法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

## 5) 受託会社の信用力に関する留意点

受託会社の格付が低下した場合その他の信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があります。本書で説明する通りの為替ヘッジその他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

## 6) 受託会社の辞任・解任に伴う委託会社の免責に関する留意点

受託会社は、委託会社の承諾を受けて辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は新受託会社を選任します。また、委託会社は、信託約款に定める一定の事由が生じた場合、受益者の利益のために必要と認めるときは、受託会社を解任することができます。受託会社が辞任し又は解任されたもしくは解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力のある新受託会社を選任することが不可能又は困難であるときは、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、受託会社の解任又は新受託会社の選任についての判断を誠実に行うよう努力しますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社又は選任された新受託会社が倒産等により信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

## (2) リスク管理体制

当ファンドのリスク管理は、運用部、営業部及びオペレーション部によって行われます。各部門はリスク管理項目別に、投資信託約款等において定める投資制限のモニタリングを行います。運用部や営業部ではさらに、各種リスク指標やパフォーマンスの把握、分析を行います。これらの結果は運用管理委員会へ報告され、必要に応じて各運用担当者は適切な措置を連携して講じます。

## 4【手数料等及び税金】

受益者が、申込から換金（解約）及び償還までに、直接的又は間接的に負担することとなる主な費用・税金は以下(1)申込手数料から(5)課税上の取扱いの各項目をご参照下さい。詳細については、販売会社または委託会社（03-5510-8550）までお問い合わせください。

## 1) 主な手数料等

時期	項目	料率等
直接負担		
申込時	申込手数料及び消費税相当額	お申込みの口数、金額に応じて、申込日の基準価額に3.15%（税抜3%）を上限とした率を乗じて得た額。申込手数料に対して、消費税等相当額がかかります。収益分配金を再投資する場合は無手数料です。
換金（解約）時	換金手数料	ありません。
間接負担		
保有時	信託報酬	純資産額に対して1.575%（税抜1.50%）
	株式等の売買委託手数料	運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
	信託事務の処理等に要する諸費用等	監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、その他の管理費用を含みます。純資産総額の0.1%を上限とします。

手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 2) 税金（日本の居住者である個人の受益者の場合（平成23年12月31日までは下表の通りです。平成24年1月1日以降につきましては、以下の(5)課税上の取扱い 個人・法人別の課税の取扱い 1) 個人の受益者に対する課税 をご覧ください。））

時期	項目	所得の種類	税率等
収益分配金	所得税・地方税	配当所得	普通分配金に対して10% （所得税7%、地方税3%）
換金（解約）時	所得税・地方税	譲渡所得	一部解約時の差益に対して10% （所得税7%、地方税3%）
償還時	所得税・地方税	譲渡所得	償還時の差益に対して10% （所得税7%、地方税3%）

（注）日本の居住者である法人の受益者については、収益分配金のうちの普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、平成23年12月31日までは7%（所得税）の税率になります。平成24年1月1日以降につきましては、以下の(5)課税上の取扱い 個人・法人別の課税の取扱い 2) 法人の受益者に対する課税 をご覧ください。

税法が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

## ( 1 ) 【申込手数料】

申込手数料は、申込口数又は申込金額に応じて、販売会社の各々が3.15%（税抜3%）を上限として別に定める申込手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額となります（本書提出日現在）。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社（03-5510-8550）までお問い合わせください。

「償還乗換え」により当ファンドの取得申込をする場合は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします）で取得する口数については無手数料で申し込みを受け付ける場合があります。詳細は各販売会社にお問い合わせ下さい。申込金額が償還金額を超える場合、超過部分の金額については、当該償還金額を含む申込金額の総額に適用される料率により計算された手数料をお支払い頂きます。

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3か月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3か月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます）をもって、その支払いを行った委託会社で当ファンドをお求めいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

## ( 2 ) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。なお、信託財産留保額もありません。

## ( 3 ) 【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの投資信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下の金額とします。なお、委託会社に対する報酬には、M F S（投資助言者）に対する投資顧問料が含まれます。

支払先	報酬額
委託会社	純資産総額の年率0.735%（税抜0.70%）
販売会社	それぞれの取扱いに係る 純資産総額の年率0.735%（税抜0.70%）
受託会社	純資産総額の年率0.105%（税抜0.10%）
合計	純資産総額の年率1.575%（税抜1.50%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。信託報酬に対する消費税及び地方消費税に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、投資信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は当ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は当ファンドから受託会社に支弁されます。

#### （４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。但し、当ファンドから支払われる費用は、これらに限定されるものではありません。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、その他の管理費用を含みます）

委託会社は、上記記載の諸費用の支払いを当ファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.1%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、当ファンドより受領することがあります。但し、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時又は期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.1%を上限として、これを変更することができます。上記の諸費用は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了の時に、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

～の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いになります。なお、当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

- (a) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税及び地方消費税相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (b) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (c) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行なわれます。また同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース毎に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- (d) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、下記をご参照ください）。

一部解約時及び償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が、法人の受益者については、一部解約時及び償還時の個別元本超過額が、課税対象となります。

収益分配金の課税について



追加型株式投資信託の収益分配金には、課税対象となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

個人・法人別の課税の取扱いについて

#### 1) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### ・収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として取り扱われ、原則として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（確定申告不要）が行われます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用あり）・申告分離課税を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません（非課税扱いとなります）。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

##### ・一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が、上場株式等の譲渡所得として取り扱われ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合には、原則として確定申告不要となります。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。一部解約時および償還時に損失が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。

#### 2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で、平成24年4月1日以降は15%（所得税15%）源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度が適用されます。また、源泉徴収された所得税及び地方税は、確定申告にあたり、法人税額・法人住民税額から控除することができます。

上記のほか、販売会社によっては「買取請求」による換金を受付ける場合があります。買取請求時の課税の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

税法が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。また税法の詳細をお知りになりたい場合は税務専門家へのお問い合わせをお勧めします。

#### その他

外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金又は費用が課されることがあります。また、信託報酬及び投資信託財産から支払われる費用等について消費税等が課される場合には、当該消費税相当

額は投資信託財産より負担されます。税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況は、以下の通りです。

（平成22年5月31日現在）

資産の種類	時価（千円）	投資比率
株式	874,851	97.7%
内 日本	874,851	97.7%
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	20,462	2.3%
純資産総額	895,314	100.0%

（注1）金額は単位未満切り捨て、投資比率は小数点以下第2位を四捨五入してあります。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注3）有価証券の内書きの時価及び投資比率は発行地別の内訳です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

平成22年5月31日現在

種類	銘柄名	国名	業種	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率	
1	株式	東日本旅客鉄道	日本	陸運業	9,000	6,680.00	60,120,000	5,880	52,920,000	5.91%
2	株式	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	15,900	3,690.00	58,671,000	3,280	52,152,000	5.82%
3	株式	コニカミノルタホールディングス	日本	電気機器	43,500	1,147.08	49,898,243	1,023	44,500,500	4.97%
4	株式	ヤマトホールディングス	日本	陸運業	34,800	1,365.00	47,502,000	1,237	43,047,600	4.81%
5	株式	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	14,700	3,277.11	48,173,517	2,703	39,734,100	4.44%
6	株式	三菱商事	日本	卸売業	18,500	2,310.00	42,735,000	2,052	37,962,000	4.24%
7	株式	日揮	日本	建設業	24,000	1,631.00	39,144,000	1,451	34,824,000	3.89%
8	株式	オービック	日本	情報・通信業	1,930	18,690.00	36,071,700	17,520	33,813,600	3.78%
9	株式	グローリー	日本	機械	16,500	2,379.00	39,253,500	2,041	33,676,500	3.76%
10	株式	参天製薬	日本	医薬品	10,200	2,990.00	30,498,000	3,035	30,957,000	3.46%
11	株式	KDDI	日本	情報・通信業	73	467,000.00	34,091,000	412,000	30,076,000	3.36%
12	株式	第一生命保険	日本	保険業	193	154,900.00	29,895,700	150,000	28,950,000	3.23%
13	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	60,900	510.00	31,059,000	441	26,856,900	3.00%
14	株式	リコー	日本	電気機器	20,000	1,647.00	32,940,000	1,303	26,060,000	2.91%
15	株式	デンソー	日本	輸送用機器	10,200	2,673.77	27,272,509	2,455	25,041,000	2.80%
16	株式	野村総合研究所	日本	情報・通信業	11,200	2,365.00	26,488,000	2,102	23,542,400	2.63%
17	株式	東京瓦斯	日本	電気・ガス業	55,000	392.43	21,583,650	397	21,835,000	2.44%
18	株式	野村ホールディングス	日本	証券、商品先物 取引業	34,800	672.77	23,412,396	566	19,696,800	2.20%
19	株式	ブリヂストン	日本	ゴム製品	13,000	1,563.00	20,319,000	1,476	19,188,000	2.14%
20	株式	信越化学工業	日本	化学	3,900	5,450.00	21,255,000	4,580	17,862,000	2.00%
21	株式	HOYA	日本	精密機器	7,100	2,590.00	18,389,000	2,130	15,123,000	1.69%
22	株式	国際石油開発帝石	日本	鉱業	26	675,453.30	17,561,786	572,000	14,872,000	1.66%
23	株式	東京電力	日本	電気・ガス業	6,300	2,413.00	15,201,900	2,257	14,219,100	1.59%
24	株式	日本たばこ産業	日本	食料品	49	314,500.00	15,410,500	285,600	13,994,400	1.56%
25	株式	千葉銀行	日本	銀行業	24,000	609.31	14,623,440	555	13,320,000	1.49%
26	株式	みらかホールディングス	日本	サービス業	4,100	2,986.80	12,245,889	2,727	11,180,700	1.25%
27	株式	コーセー	日本	化学	4,900	2,095.29	10,266,944	2,173	10,647,700	1.19%
28	株式	ローソン	日本	小売業	2,600	4,180.00	10,868,000	3,875	10,075,000	1.13%

	種類	銘柄名	国名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率
29	株式	四国電力	日本	電気・ガス業	4,100	2,555.00	10,475,500	2,403	9,852,300	1.10%
30	株式	S M C	日本	機械	800	12,680.00	10,144,000	11,810	9,448,000	1.06%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

### 業種別比率

平成22年5月31日現在

種類	業種	投資比率
株式	陸運業	10.72%
	情報・通信業	10.70%
	電気機器	9.92%
	銀行業	9.58%
	輸送用機器	9.21%
	機械	5.81%
	電気・ガス業	5.13%
	卸売業	4.24%
	化学	4.23%
	建設業	3.89%
	医薬品	3.46%
	小売業	3.33%
	保険業	3.23%
	ゴム製品	3.10%
	精密機器	2.46%
	証券、商品先物取引業	2.20%
	鉱業	1.66%
	食料品	1.56%
	不動産業	1.55%
	サービス業	1.25%
その他金融業	0.50%	
	合計	97.71%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

年月日	1万口当たりの純資産価額(円)	純資産総額(百万円)
2001年4月25日(第1期)	8,335	2,669
2002年4月25日(第2期)	7,230	2,062
2003年4月25日(第3期)	6,106	1,477
2004年4月26日(第4期)	9,766	3,337
2005年4月25日(第5期)	8,594	2,361
2006年4月25日(第6期)	11,833	2,970
2007年4月25日(第7期)	11,014	2,313
2008年4月25日(第8期)	9,332	1,628
2009年4月27日(第9期)	5,783	970
2009年5月末日	6,334	1,054
2009年6月末日	6,545	1,086
2009年7月末日	6,689	1,097
2009年8月末日	6,831	1,109
2009年9月末日	6,682	1,076
2009年10月末日	6,426	1,027
2009年11月末日	6,114	958
2009年12月末日	6,515	994
2010年1月末日	6,408	961
2010年2月末日	6,343	942
2010年3月末日	6,901	1,018
2010年4月26日(第10期)	7,032	1,021
2010年4月末日	7,003	1,014
2010年5月末日	6,270	895

(注) 金額は単位未満切り捨てしてあります。

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 (平成12年4月26日～平成13年4月25日)	16.65%
第2期 (平成13年4月26日～平成14年4月25日)	13.26%
第3期 (平成14年4月26日～平成15年4月25日)	15.55%
第4期 (平成15年4月26日～平成16年4月26日)	59.94%
第5期 (平成16年4月27日～平成17年4月25日)	12.00%
第6期 (平成17年4月26日～平成18年4月25日)	37.69%
第7期 (平成18年4月26日～平成19年4月25日)	6.92%
第8期 (平成19年4月26日～平成20年4月25日)	15.27%
第9期 (平成20年4月26日～平成21年4月27日)	38.03%
第10期 (平成21年4月28日～平成22年4月26日)	21.60%

(注1) 収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当期末基準価額} - \text{前期末基準価額}) \div \text{前期末基準価額} \times 100$$

(注2) 収益率は小数点以下第3位を四捨五入してあります。

## (4) 【設定及び解約の実績】

日本における設定・解約は次の通りです。

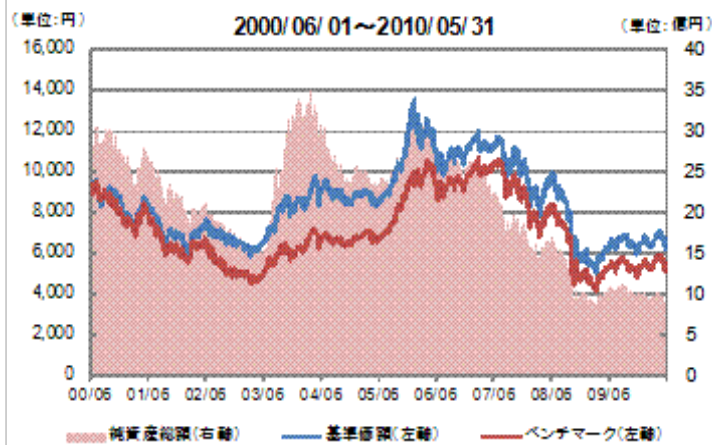
計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）	残高（口）
第1期 （平成12年4月26日～平成13年4月25日）	3,938,702,781	735,754,102	3,202,948,679
第2期 （平成13年4月26日～平成14年4月25日）	419,466,710	769,155,534	2,853,259,855
第3期 （平成14年4月26日～平成15年4月25日）	119,294,390	552,965,612	2,419,588,633
第4期 （平成15年4月26日～平成16年4月26日）	3,391,981,057	2,394,084,791	3,417,484,899
第5期 （平成16年4月27日～平成17年4月25日）	664,526,419	1,333,766,874	2,748,244,444
第6期 （平成17年4月26日～平成18年4月25日）	655,106,058	892,840,957	2,510,509,545
第7期 （平成18年4月26日～平成19年4月25日）	234,527,983	644,240,591	2,100,796,937
第8期 （平成19年4月26日～平成20年4月25日）	110,254,176	466,082,336	1,744,968,777
第9期 （平成20年4月26日～平成21年4月27日）	91,933,689	158,947,112	1,677,955,354
第10期 （平成21年4月28日～平成22年4月26日）	41,450,441	267,181,072	1,452,224,723

（注）第1期の設定数量には、当初募集口数（1,602,160,338口）を含みます。

&lt;参考情報&gt; 運用実績（基準日 2010年5月31日）

（基準日2010年5月31日）

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において配当金（配当金控除額に対してLIFO法）は控除されております。  
 ※当ファンドのベンチマークは、TOPX(東証株価指数)です。ベンチマークは、2000年5月31日の基準価額  
 に合わせて調整されております。

基準価額	6,270円
純資産総額	896百万円

※基準価額は、収益分配金控除後です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2006/4	0円
2007/4	0円
2008/4	0円
2009/4	0円
2010/4	0円
設定未累計	0円

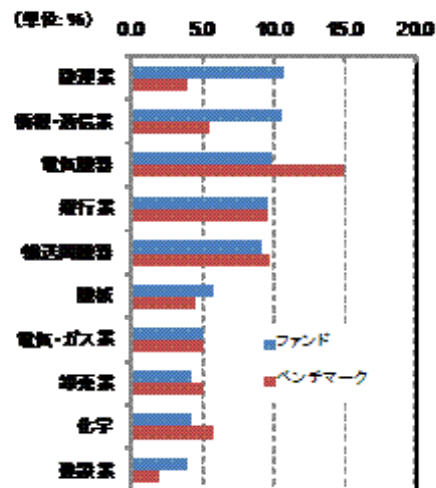
※当ファンドは、設定以来、収益分配金の支払い  
 実績はございません。  
 ※分配対象数値が少額の場合などには、分配  
 を行わないことがあります。

## 主な資産の状況

## 構成比率(対純資産)

株式	97.7%
コールローン等	2.3%
合計	100.0%

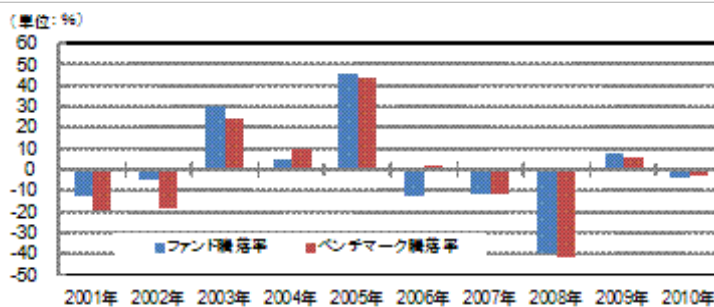
## 業種別構成比率(対純資産比上位10業種)



## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	対純資産比
1	東日本旅客鉄道	鉄道業	2.9%
2	F3プライム	輸送機器	2.8%
3	コニカミノルタホールディングス	電気機器	2.8%
4	ヤマホーホールディングス	鉄道業	4.8%
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.4%
6	三菱商事	卸売業	4.2%
7	日鋼	鉄鋼業	2.9%
8	オービック	輸送・運送業	2.8%
9	グローリー	運輸	2.8%
10	参天製薬	医薬品	2.3%
銘柄数			47銘柄

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンド収益率は、基準価額を使用して算出しております。  
 ※2010年は年福から基準日までの収益率です。

## 期間別乖離率

	ファンド	ベンチマーク
過去1か月間	-10.5%	-10.8%
過去3か月間	-1.2%	-1.5%
過去6か月間	2.8%	4.8%
過去1年間	-1.0%	-1.8%
過去3年間	-44.7%	-48.8%
過去5年間	-28.8%	-23.1%
設定未	-37.3%	-47.1%

- ◆ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- ◆ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績とは異なります。
- ◆最新の運用実績は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 1) 申込手続

- (a) 継続募集に係る申込期間は、平成22年7月24日から平成23年7月22日までとします。なお、継続募集に係る申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することによって更新されます。継続募集期間は、営業時間内においていつでも、取得申込日の基準価額にて申込取扱場所においてお申込みいただくことができます。但し、申込みの受付は、募集期間中の委託会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。
- (b) 収益分配金に関し、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」（別の名称で同様のコース名を含みます）があります。受益権の取得申込者で「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、買付に際して、当ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の契約を含みます）を販売会社との間で別途締結します。但し、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を申し込まれた場合でも、収益分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。また、販売会社によっては、「一般コース」、「自動けいぞく投資コース」どちらか一方の取扱いとなる場合があります。詳しくは委託会社（電話：03-5510-8550）又は販売会社へお問い合わせください。
- (c) なお、当ファンドは、上記に従い受託会社に払い込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得しません。

原則として、当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日に算出されます。日々の基準価額については、委託会社（電話：03-5510-8550）又は販売会社へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

#### 2) 申込単位

申込単位は販売会社によって異なります。詳しくは委託会社（電話：03-5510-8550）又は販売会社へお問い合わせください。なお、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

- (注) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### 1) 途中換金の方法

途中換金は、下記2)「一部解約請求」により、当ファンドを取得された販売会社で受付けます。販売会社によっては「買取請求」による換金を受付ける場合があります。詳しくは、取得された販売会社にご確認下さい。委託会社では換金の取り扱いを行っておりません。

#### 2) 一部解約請求

- (a) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位（別に定める契約に係る受益権については1口単位）又は販売会社が別途定める一部解約単位をもって一部解約の申込みをすることができます（信託約款第49条第1項）。一部解約の請求の受付は、委託会社の営業日の午後3時までと

し、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。

- (b) 受益者が、上記(a)の一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします（信託約款第49条第2項）。
- (c) 委託会社は、上記(b)の一部解約の申込みを受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます（信託約款第49条第3項）。
- (d) 上記(a)の一部解約の価額は、一部解約請求日の基準価額とします（信託約款第49条第4項）。なお、信託財産留保額はありませぬ。また、受取金額は、当該基準価額から一部解約に係る税金を差し引いた金額となります。詳細は「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「4 .手数料及び税金」をご参照下さい。
- (e) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います（信託約款第46条第4項）。
- (f) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記(a)による一部解約の実行を中止することができます。また、委託会社は、大口の解約請求には制限を設けることがあります（信託約款第49条第5項）。
- (g) 上記(f)の規定により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の申込みを撤回できます。但し、受益者がその一部解約の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(d)の規定に準じて計算された価額とします（信託約款第49条第6項）。

原則として、当ファンドの解約価額は、委託会社の毎営業日に算出されます。日々の解約価額については、委託会社（電話：03-5510-8550）又は販売会社へお問い合わせください。

（注）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 1) 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び信託約款第26条に規定する借入有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します（信託約款第7条第2項）。

##### 2) 有価証券の時価評価基準

当ファンドに属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として、法令及び社団法人投資信託協会規則に従って評価します。

##### 3) 基準価額の算出頻度と公表

原則として、当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、委託会社が販売会社に通知します。また、日々の基準価額については、委託会社（電話：03-5510-8550）又は販売会社へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

#### 4) 運用報告書

委託会社は、当ファンドの投資信託財産の計算期間の末日ごとに期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを知れている受益者に対して交付します。

#### (2) 【保管】

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、平成12年4月26日から開始し、原則として期限はありません（信託約款第3条）。

#### (4) 【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年4月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします（信託約款第40条第1項）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、下記(5)に定める信託期間の終了日とします（信託約款第40条第2項）。

#### (5) 【その他】

- 1) 純資産総額の減少に伴う繰上償還（信託約款第49条第7項から第13項）
  - (a) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が30億円を下回ることとなった場合又は下回ることが明らかとなった場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンド約款を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るほか、法令に定める手続及び条件に従うものとします。
  - (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンド約款に係る知られたる受益者に対して交付します。但し、当ファンド約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (c) 上記(b)の公告及び書面には、受益者が異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一か月を下らないものとします。
  - (d) 上記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益者の総口数の二分の一を越えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
  - (e) 委託会社は、当ファンド信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。但し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (f) 上記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(c)の一定の期間が一か月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
  - (g) 上記(a)に規定する信託契約の解約を行う場合において、上記(c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社又は委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社及び委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関の協議により決定するものとします。

#### 2) 信託契約の解約（信託約款第50条）

- (a) 委託会社は、信託約款第3条の規定による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンド約款を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るほか、法令に定める手続及び条件に従うものとします。
  - (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンド約款に係る知られたる受益者に対して交付します。但し、当ファンド約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (c) 上記(b)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一か月を下らないものとします。
  - (d) 上記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託約款の解約をしません。
  - (e) 委託会社は、当ファンド約款の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。但し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (f) 上記(c)から(e)までは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(c)の一定の期間が一か月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
  - (g) 上記(a)の信託契約の解約を行う場合において、上記(c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社又は委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社及び委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関の協議により決定するものとします。
- 3) 信託契約に関する監督官庁の命令（信託約款第51条）
- (a) 委託会社は、監督官庁より当ファンド契約の解約又は信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、又は信託約款を変更します。
  - (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンド約款を変更しようとするときは、後記6)の規定に従います。
- 4) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い（信託約款第52条）
- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - (b) 当ファンドは、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6) (d)に規定する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い（信託約款第54条）
- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は後記6)の規定に従い、委託会社は新受託会社を選任します。
  - (b) 受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - (c) 委託会社または受益者は、受託会社につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるとき、受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、裁判所に受託者の解任を請求することができます。裁判所が受託者を解任した場合の取扱いについては、上記(a)及び(b)に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。
    - (イ) 支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
    - (ロ) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- (八) 投資信託財産について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
- (二) 受託会社が本信託契約上の重大な義務の履行を怠ったとき。
- (ホ) その他受託会社との協議に基づき委託会社が合理的に判断したときで、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用又は受託会社による投資信託財産の保管に支障をきすと認められるとき。

(d) 受託会社が辞任し又は解任された又は解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能又は困難であるときは、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、受託会社の解任又は新受託会社の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社又は選任された新受託会社が倒産等により信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

#### 6) 約款変更（信託約款第55条）

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンド約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出るほか、法令に定める手続及び条件に従うものとし、
- (b) 委託会社は、上記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンド約款に係る知られたる受益者に対して交付します。但し、当ファンド約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 上記(b)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 上記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の当ファンド約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、当ファンド約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。但し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 上記(c)から(e)までは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (g) 上記(a)の当ファンド約款の変更を行う場合において、上記(c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社又は委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社及び委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関の協議により決定するものとします。

(注) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記の規定に従います。但し、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意している受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

#### 7) 公告

委託会社が必要と認めて受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します（信託約款第56条）。

#### 8) 有価証券売却等の指図

委託会社は、投資信託財産に属する有価証券の売却等を指図することができます（信託約款第35条）。

#### 9) 再投資の指図

委託会社は、上記8)の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます（信託約款第36条）。

#### 10) 受託会社による資金の立替

投資信託財産に属する有価証券について、借換、転換、新株発行又は株主割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替をすることができます（信託約款第39条第1項）。投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます（信託約款第39条第2項）。かかる立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議により、その都度、別にこれを定めます（信託約款第39条第3項）。

#### 11) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します（信託約款第41条第1項）。受託会社は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成し、これを委託会社に提出します（信託約款第41条第2項）。

#### 12) 委託会社の営業譲渡及び承継に伴う取扱

- (a) 委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります（信託約款第53条第1項）。
- (b) 委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります（信託約款第53条第2項）。

#### 13) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

#### 14) サブ・アドバイザー契約の変更等

委託会社と投資助言者との間のサブ・アドバイザー契約には期間の定めがありません。サブ・アドバイザー契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了又は変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

### 4【受益者の権利等】

#### 受益権の内容

- 1) 当ファンドの信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、信託約款第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します（信託約款第5条）。
- 2) 委託会社は、信託約款第2条第1項の規定による受益権については、1億口から1,000億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど信託約款第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します（信託約款第6条第1項）。
- 3) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できません（信託約款第6条第2項）。
- 4) 当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません（信託約款第8条）。

#### 収益分配金、償還金及び一部解約金受領権に関する内容及び権利行使の手続

- 1) 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1か月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている

受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします（信託約款第46条第1項）。

- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間満了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。（信託約款第46条第2項）。
- 3) 償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず（信託約款第46条第3項）。
- 4) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います（信託約款第46条第4項）。受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
- 5) 上記1)、3)及び4)に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関の営業所等において行うものとします（信託約款第46条第5項）。

（注）当ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 収益分配金及び償還金の時効（信託約款第47条）

受益者が、収益分配金については上記1)の支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、及び信託終了による償還金については上記3)の支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属します。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

#### 反対者の買取請求権

信託約款の解約又は信託約款の重要な変更に係る公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。詳細は上記1(5)2)及び6)の該当項目をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第9期計算期間（平成20年4月26日から平成21年4月27日まで）の財務諸表については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づき、第10期計算期間（平成21年4月28日から平成22年4月26日まで）の財務諸表については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成20年4月26日から平成21年4月27日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第10期計算期間（平成21年4月28日から平成22年4月26日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。



1【財務諸表】  
 【MFS日本株ファンド】  
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成21年4月27日現在)	第10期 (平成22年4月26日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	259,182	39,788
コール・ローン	23,000,000	22,000,000
株式	944,758,300	1,001,337,500
未収配当金	11,254,934	8,672,000
未収利息	31	30
流動資産合計	979,272,447	1,032,049,318
資産合計	979,272,447	1,032,049,318
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	599,886	2,614,953
未払受託者報酬	515,099	515,452
未払委託者報酬	7,211,337	7,216,294
その他未払費用	515,038	515,398
流動負債合計	8,841,360	10,862,097
負債合計	8,841,360	10,862,097
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,677,955,354	1,452,224,723
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	707,524,267	431,037,502
純資産合計	970,431,087	1,021,187,221
負債純資産合計	979,272,447	1,032,049,318

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期	第10期
	自 平成20年4月26日 至 平成21年4月27日	自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	24,500,411	17,676,500
受取利息	85,842	7,687
有価証券売買等損益	608,987,511	197,738,574
その他収益	276	404
営業収益合計	584,400,982	215,423,165
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,302,446	1,076,324
委託者報酬	18,234,065	15,068,394
その他費用	1,302,322	1,076,201
営業費用合計	20,838,833	17,220,919
営業利益又は営業損失（ ）	605,239,815	198,202,246
経常利益又は経常損失（ ）	605,239,815	198,202,246
当期純利益又は当期純損失（ ）	605,239,815	198,202,246
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	28,611,717	19,609,732
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	116,629,747	707,524,267
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,175,841	112,379,754
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,175,841	112,379,754
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,442,263	14,485,503
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,442,263	14,485,503
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	707,524,267	431,037,502

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第9期 自 平成20年4月26日 至 平成21年4月27日	第10期 自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所に上場されている有価証券（ジャスダック上場株式を除く）については、原則として当該取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。</p> <p>なお、ジャスダック上場株式については、原則として、計算期間末日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段で評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には、予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>ファンドの計算期間</p> <p>当ファンドの計算期間は、原則として毎年4月26日から翌年4月25日までとしておりますが、当計算期間は、当計算期間末日が休業日のため、信託約款の定めにより平成20年4月26日から平成21年4月27日までとなっております。</p>	<p>ファンドの計算期間</p> <p>当ファンドの計算期間は、原則として毎年4月26日から翌年4月25日までとしておりますが、当計算期間は、前計算期間末日が休業日であり、かつ、当計算期間末日が休業日のため、信託約款の定めにより平成21年4月28日から平成22年4月26日までとなっております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

	第9期 （平成21年4月27日現在）	第10期 （平成22年4月26日現在）
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	1,677,955,354口	1,452,224,723口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 707,524,267円	元本の欠損 431,037,502円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.5783円 （5,783円）	0.7032円 （7,032円）

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 自平成20年4月26日 至平成21年4月27日	第10期 自平成21年4月28日 至平成22年4月26日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,720,045円）、費用控除後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（172,156,842円）、及び分配準備積立金（373,299,231円）により、分配対象収益は549,176,118円（1万口当たり3,272.88円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して、分配は見送り（0円）としております。</p> <p>2. 欠損金減少額及び欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う欠損金減少額及び当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額及び欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,347,049円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（157,487,938円）、及び分配準備積立金（317,901,319円）により、分配対象収益は490,736,306円（1万口当たり3,379.17円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して、分配は見送り（0円）としております。</p> <p>2. 欠損金減少額及び欠損金増加額</p> <p>同左</p>

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第9期 自 平成20年4月26日 至 平成21年4月27日	第10期 自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、コールローン等の金銭債権および金銭債務であります。これらは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制		取引の管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、社団法人投資信託協会の諸規則、信託約款、管理体制等を定めた社内規則に従い、リスク管理担当部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

	第9期 (平成21年4月27日現在)	第10期 (平成22年4月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価 および差額		貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定の方法		株式につきましては、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。その他の科目につきましては、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第9期 自 平成20年4月26日 至 平成21年4月27日	第10期 自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
該当事項はありません。	同左

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

第9期 自 平成20年4月26日 至 平成21年4月27日	第10期 自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

## 1．本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第9期 自 平成20年4月26日 至 平成21年4月27日	第10期 自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日
期首元本額	1,744,968,777円	1,677,955,354円
期中追加設定元本額	91,933,689円	41,450,441円
期中一部解約元本額	158,947,112円	267,181,072円

## 2．有価証券関係

## 売買目的有価証券

第9期 (平成21年4月27日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	944,758,300	293,319,085
合計	944,758,300	293,319,085

第10期 (平成22年4月26日現在)	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	140,332,904
合計	140,332,904

## 3．デリバティブ取引関係

第9期（自 平成20年4月26日 至 平成21年4月27日）

当計算期間は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第10期（自 平成21年4月28日 至 平成22年4月26日）

当計算期間は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 有価証券明細表

## A. 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
国際石油開発帝石	21	699,000	14,679,000	
日揮	25,000	1,631	40,775,000	
ローソン	2,700	4,180	11,286,000	
日本たばこ産業	50	314,500	15,725,000	
信越化学工業	3,900	5,450	21,255,000	
野村総合研究所	14,100	2,365	33,346,500	
花王	4,800	2,333	11,198,400	
塩野義製薬	1,900	1,744	3,313,600	
参天製薬	10,300	2,990	30,797,000	
テルモ	1,700	4,950	8,415,000	
みらかホールディングス	3,700	2,994	11,077,800	
オービック	2,150	18,690	40,183,500	
コニカミノルタホールディングス	44,500	1,168	51,976,000	
資生堂	5,000	1,946	9,730,000	
ブリヂストン	14,500	1,563	22,663,500	
住友ゴム工業	10,800	816	8,812,800	
S M C	800	12,680	10,144,000	
小松製作所	600	1,882	1,129,200	
S A N K Y O	2,100	4,510	9,471,000	
グローリー	16,800	2,379	39,967,200	
デンソー	9,300	2,679	24,914,700	
村田製作所	4,300	5,390	23,177,000	
トヨタ自動車	16,100	3,690	59,409,000	
シマノ	1,400	4,010	5,614,000	
H O Y A	7,200	2,590	18,648,000	
リコー	21,000	1,647	34,587,000	
三菱商事	18,800	2,310	43,428,000	



銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
しまむら	600	9,260	5,556,000	
イオン	5,800	1,113	6,455,400	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	61,900	510	31,569,000	
三井住友フィナンシャルグループ	13,900	3,285	45,661,500	
千葉銀行	21,000	612	12,852,000	
住友信託銀行	12,000	585	7,020,000	
イオンクレジットサービス	5,000	1,081	5,405,000	
野村ホールディングス	30,600	676	20,685,600	
第一生命保険	197	154,900	30,515,300	
三井不動産	4,000	1,677	6,708,000	
三菱地所	6,000	1,629	9,774,000	
東日本旅客鉄道	9,100	6,680	60,788,000	
ヤマトホールディングス	35,400	1,365	48,321,000	
KDDI	75	467,000	35,025,000	
東京電力	7,200	2,413	17,373,600	
四国電力	5,000	2,555	12,775,000	
東京瓦斯	50,000	393	19,650,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	2,100	2,026	4,254,600	
ベネッセホールディングス	1,200	4,345	5,214,000	
ヤマダ電機	1,510	6,630	10,011,300	
合計	516,103		1,001,337,500	

## B. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 商品明細表

該当事項はありません。

## 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 借入金明細表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成22年5月31日現在

資産総額	902,318,349円
負債総額	7,004,135円
純資産総額（ - ）	895,314,214円
発行済数量	1,427,983,547口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6270円
（1万口当たり純資産額）	6,270円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿

受益者名簿は作成されません。

### (3) 受益者等に対する特典

受益者の販売に際して、生命保険、年金及びその他の恩典又はサービス、商品をつけることはありません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益者が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲渡人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。但し、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲渡人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲渡人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲渡人の振替先口座に係る振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対応要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。但し、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。

### (8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部

解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

###### 資本金の額

委託会社の資本金の額は金495百万円です（本書提出日現在）。

###### 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は10,400株です（本書提出日現在）。

###### 発行済株式の総数

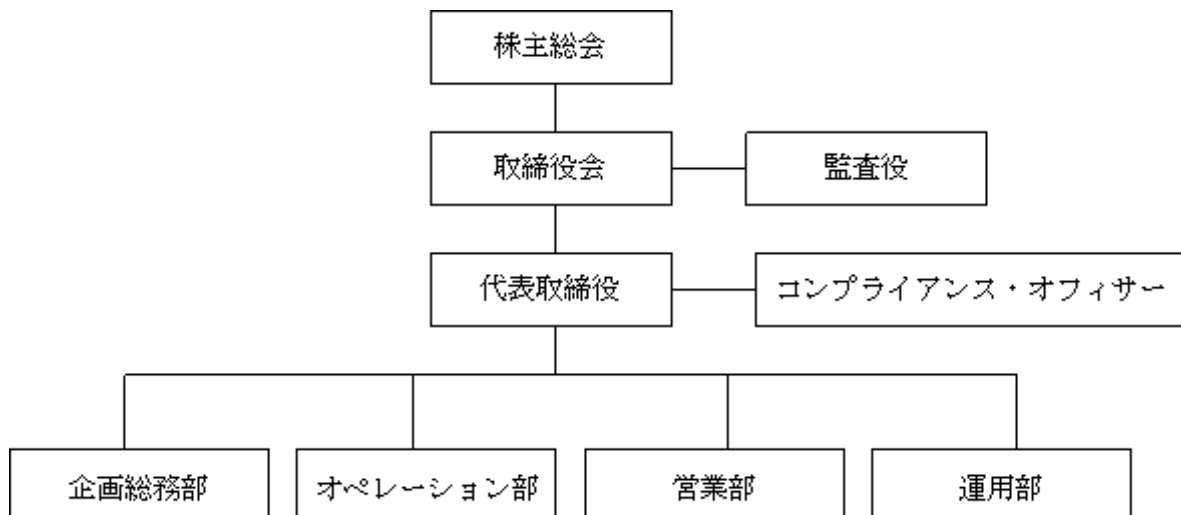
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は9,900株です（本書提出日現在）。

###### 最近5年間における主な資本の額の増減

平成20年12月12日          230百万円 増加

###### (2) 委託会社の機構

委託会社の業務運営の組織体系は、以下のとおりです。



取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役又は取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

各部の業務分掌体制は以下のとおりとなっています。

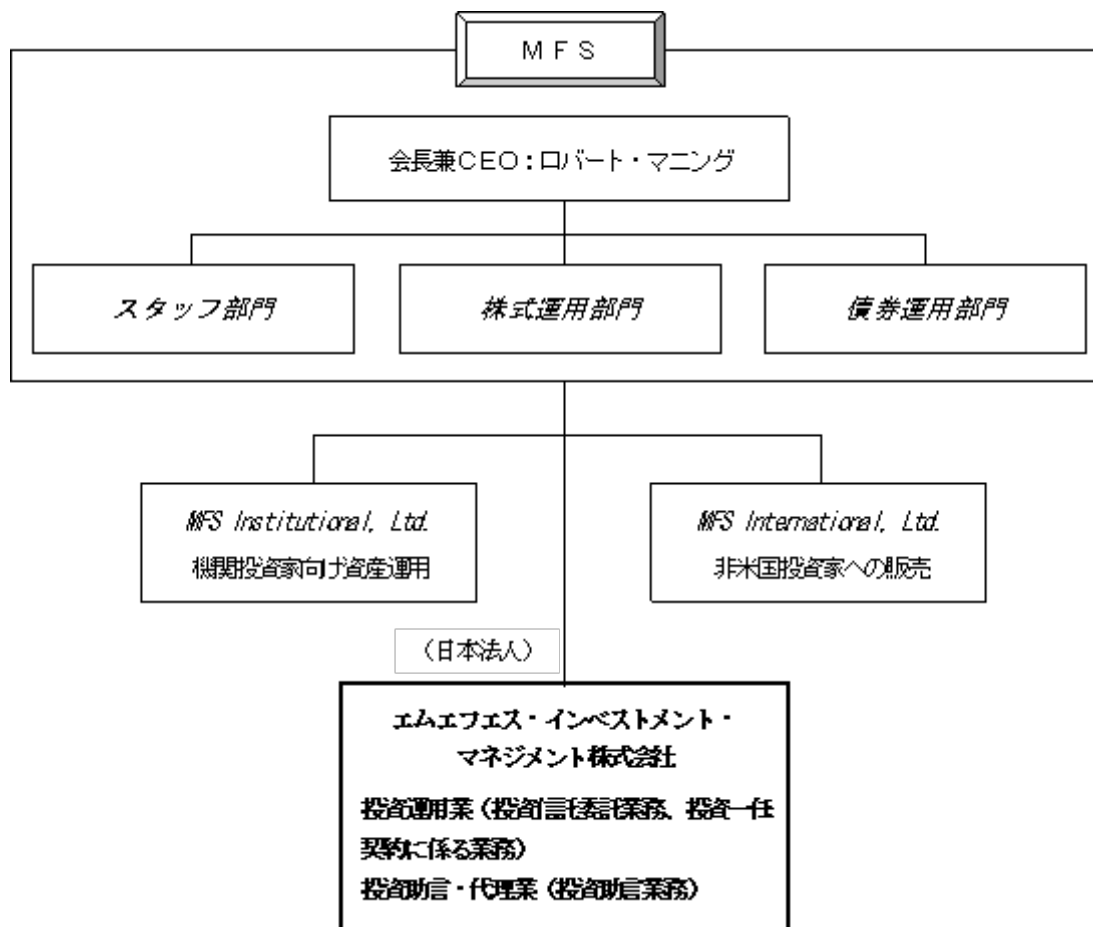
組織	担当業務
営業部	投資信託のマーケティングに関する企画・立案 年金、機関投資家向けマーケティングに関する企画・立案 営業活動 苦情処理窓口 運用報告書・目論見書等の作成 ファンドの運用実績の評価、分析考査
運用部	運用計画の策定・実施 企業調査および分析
オペレーション部	受益証券の発行・管理 投資信託の設定・解約・償還 投資信託財産の計算、管理 有価証券の売買発注管理
企画総務部	総務、人事、庶務 経理、財務 システム管理 外部委託先との連絡事務
コンプライアンス・ オフィサー	法令等遵守状況の管理・監督 内部監査 法人関係情報管理 広告審査 主務官庁等に対する届出・報告 株主総会・取締役会等の総務 加入協会等との渉外・連絡

#### 投資運用の意思決定機構

委託会社においての投資運用の意志決定は運用部において行われます。運用部では、アナリストの企業分析に基づき買いの推薦をうけた銘柄を、アナリスト相互の合議により取捨選択し、買い入れ銘柄を決定します。同時に購入銘柄につき購入単位、売却予定価格も決定します。売却銘柄についても当初予定の価格到達時点及び新規購入銘柄との入れ替えの必要性が発生した場合に、購入時同様アナリスト相互の合議により決定します。

## M F Sグループの概要

## 1) 組織の概要



M F Sグループは、1924年に米国初のオープン型投資信託（ミューチュアル・ファンド）を設定した伝統ある資産運用会社として、世界16カ国に拠点を有し、グループ全体の従業員数は1,600名以上に及びます（平成22年3月末現在）。1924年に米国初のミューチュアル・ファンドを開発して以来、ミューチュアル・ファンドの歴史はM F Sの歴史ともなりました。M F Sは創業以来業界の先駆者としてさまざまな変革を行ってきました。1932年には他社に先駆けて社内の独自調査部門を設立。四半期ごとに発行される報告書を通じ、経費を含むすべての経営関連情報の開示、オリジナル・リサーチに基づいた数々の新商品開発など、M F Sには、革新的発想を推奨する伝統があります。そして、M F Sの伝統は、常に革新的であろうとする努力に支えられてきたのです。M F Sグループは、約1,919億ドル（平成22年3月末現在）の資産を運用しています。

## 《M F Sグループの調査・運用部門》

M F Sでは、1932年に業界内でいち早く社内調査部門を設立し、以来企業訪問によるボトムアップリサーチを行ってきました。こうした歴史の中で、チームワークを重視した運用カルチャーが培われてきました。

M F Sグループの沿革は次のとおりです。

## &lt; 歴史 &gt;

1924年（大正13年）米国初のミューチュアル・ファンド『マサチューセッツ・インベスターズ・トラスト』を開発。

1932年（昭和7年）資産運用会社としては最も早く社内独自調査部門を設立

1971年（昭和46年）米国で最初にアナリストだけで運用を行うリサーチ・ファンドを設定



1981年（昭和56年）米国で最初にグローバル債券ファンドを設定

1990年（平成2年）米国で最初にグローバル・バランス型ファンドを設定

1998年（平成10年）日本法人エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社を設立

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。平成22年5月末日現在、委託会社が運用指図を行っている証券投資信託は、合計11本で、純資産総額は1,531億44百万円です。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるエムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について監査法人トーマツによる監査を受けており、当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	前事業年度 (平成21年3月31日現在)			当事業年度 (平成22年3月31日現在)		
	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(資産の部)			%			%
・ 流動資産						
1. 預金		654,187			972,468	
2. 前払費用		11,320			15,340	
3. 未収入金		1,211			1,526	
4. 未収委託者報酬		72,537			81,946	
5. 未収運用受託報酬		327,317			551,048	
6. 未収法人税等		-			26,503	
7. 未収収益		9,930			19,134	
8. 繰延税金資産		6,652			-	
流動資産合計		1,083,155	49.0		1,667,968	53.2
・ 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物	*1	42,827			36,526	
(2) 器具備品	*1	11,701			9,214	
有形固定資産合計		54,529	2.5		45,741	1.5
2. 無形固定資産						
(1) 電話加入権		2,853			2,853	
(2) 商標権		150			50	
(3) ソフトウェア		1,532			533	
無形固定資産合計		4,536	0.2		3,437	0.1
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券		958,917			1,317,613	
(2) 差入保証金		110,678			98,428	
投資その他の資産合計		1,069,596	48.3		1,416,042	45.2
固定資産合計		1,128,661	51.0		1,465,221	46.8
資産合計		2,211,817	100.0		3,133,189	100.0

科 目	前事業年度 (平成21年3月31日現在)			当事業年度 (平成22年3月31日現在)		
	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
						％
(負債の部)						
・ 流動負債						
1. 未払金						
(1) 未払手数料	6,961			6,810		
(2) その他未払金	25,282	32,243		29,797	36,607	
2. 未払費用		5,738			2,941	
3. 未払法人税等		46,025			-	
4. 未払消費税等		9,134			44,396	
5. 関係会社未払金 *2		225,815			884,806	
6. 役員賞与引当金		68,451			84,226	
7. 繰延税金負債		-			1,301	
流動負債合計		387,409	17.5		1,054,279	33.6
・ 固定負債						
1. 関係会社長期借入金 *2		1,600,042			1,550,042	
固定負債合計		1,600,042	72.3		1,550,042	49.5
負債合計		1,987,451	89.8		2,604,322	83.1
(純資産の部)						
・ 株主資本						
1. 資本金		495,000	22.4		495,000	15.8
2. 資本剰余金						
資本準備金	230,000	230,000	10.4	230,000	230,000	7.3
資本剰余金合計		230,000			230,000	
2. 利益剰余金						
利益準備金		66,250	3.0		66,250	2.1
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	286,610	286,610	13.0	360,055	360,055	11.5
利益剰余金合計		352,860			293,805	
株主資本合計		1,077,860			431,194	
・ 評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額						
1. 金		853,494	38.6		97,673	3.1
評価・換算差額等合計		853,494			97,673	
純資産合計		224,366	10.2		528,867	16.9
負債・純資産合計		2,211,817	100.0		3,133,189	100.0

## ( 2 ) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)			当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		
	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
			%			%
・ 営業収益						
1. 委託者報酬		318,015			627,229	
2. 運用受託報酬 *1		1,601,542			1,918,939	
3. 投資助言報酬 *1		863,760			490,233	
4. その他営業収益						
業務受託料		9,930			35,797	
営業収益計		2,793,247	100.0		3,072,199	100.0
・ 営業費用						
1. 支払手数料		23,739			27,886	
2. 広告宣伝費		5,608			3,249	
3. 調査費						
委託調査費 *1		856,422			1,259,150	
4. 委託計算費		15,399			23,609	
5. 営業雑経費						
(1) 通信費	8,081			5,877		
(2) 印刷費	-			109		
(3) 協会費	791			1,203		
(4) 諸会費	4,504			3,269		
(5) その他	89,425	102,803		102,445	112,904	
6. ファンド支弁費用		4,222			4,981	
営業費用計		999,751	35.8		1,421,819	46.3
・ 一般管理費						
1. 給料						
(1) 役員報酬	27,877			27,877		
(2) 給料・手当	492,051			414,797		
(3) 賞与	468,640	988,568		318,860	761,535	
2. 福利厚生費		148,140			88,380	
3. 交際費		3,690			4,012	
4. 旅費交通費		43,665			35,840	
5. 租税公課		2,573			799	
6. 事業税		6,971			5,503	
7. 事業所税		732			732	

科 目	前事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）			当事業年度 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）		
	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
8. 不動産賃借料		108,148			112,930	
9. 役員賞与引当金繰入額		68,451			84,226	
10. 退職給付費用		11,779			12,271	
11. 固定資産減価償却費		13,783			11,738	
12. 器具備品賃借料		1,067			1,772	
13. 器具備品費		369			1,477	
14. 消耗品費		1,689			1,745	
15. 修繕費		8,408			10,257	
16. 顧問料		51,428			31,022	
17. 求人費		-			2,760	
18. 図書費		1,688			1,591	
19. 諸経費		23,571			21,022	
20. 保険料		8,415			5,196	
21. 経営管理料 *1		90,233			99,192	
22. その他手数料		2,754			2,881	
一般管理費計		1,586,133	56.8		1,296,892	42.2
営業利益		207,363	7.4		353,488	11.5
・ 営業外収益						
1. 受取利息		-			6	
2. 為替差益		33,419			-	
サービス契約に基づく分配金						
3. *3		270,762			-	
4. 雑益		-			186	
営業外収益計		304,182	10.9		193	0.0
・ 営業外費用						
1. 支払利息 *1		34,241			11,907	
2. 為替差損		-			15,147	
サービス契約に基づく負担						
3. 金*1,*4		-			352,606	
4. 雑損失		949			95	
営業外費用計		35,191	1.2		379,756	12.4
経常利益又は経常損失（ ）		476,354	17.1		26,075	0.8

科 目	前事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）			当事業年度 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）		
	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
特別利益						
投資有価証券売却益		-			11	
特別利益計		-			11	
特別損失						
1. 固定資産除却損 *2		822			-	
2. 投資有価証券評価損		-			592,471	
3. 投資有価証券売却損		309,329			33	
4. 過年度損益修正		-			300	
特別損失計		310,152	11.1		592,804	19.3
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）		166,202	6.0		618,868	20.1
法人税、住民税及び事業税	95,020			17,902		
法人税等還付税額	-			2,080		
法人税等追徴税額	-			4,021		
法人税等調整額	5,233	100,253	3.6	7,954	27,798	0.9
当期純利益又は当期純損失（ ）		65,948	2.4		646,666	21.0

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	265,000
	当期変動額	新株の発行 230,000
	当期末残高	495,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	-
	当期変動額	新株の発行 230,000
	当期末残高	230,000
資本剰余金合計	前期末残高	-
	当期変動額	230,000
	当期末残高	230,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	66,250
	当期変動額	-
	当期末残高	66,250
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	220,662
	当期変動額	当期純利益 65,948
	当期末残高	286,610
利益剰余金合計	前期末残高	286,912
	当期変動額	65,948
	当期末残高	352,860
株主資本合計	前期末残高	551,912
	当期変動額	525,948
	当期末残高	1,077,860
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	352,767
	当期変動額（純額）	500,727
	当期末残高	853,494
評価・換算差額等合計	前期末残高	352,767
	当期変動額（純額）	500,727
	当期末残高	853,494
純資産合計	前期末残高	199,144
	当期変動額	25,221
	当期末残高	224,366



当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期変動額	-
	当期末残高	495,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	230,000
	当期変動額	-
	当期末残高	230,000
資本剰余金合計	前期末残高	230,000
	当期変動額	-
	当期末残高	230,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	66,250
	当期変動額	-
	当期末残高	66,250
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	286,610
	当期変動額	当期純損失 646,666
	当期末残高	360,055
利益剰余金合計	前期末残高	352,860
	当期変動額	646,666
	当期末残高	293,805
株主資本合計	前期末残高	1,077,860
	当期変動額	646,666
	当期末残高	431,194
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	853,494
	当期変動額（純額）	951,168
	当期末残高	97,673
評価・換算差額等合計	前期末残高	853,494
	当期変動額（純額）	951,168
	当期末残高	97,673
純資産合計	前期末残高	224,366
	当期変動額	304,501
	当期末残高	528,867

## 重要な会計方針

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券 - 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>その他有価証券 - 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～15年 器具備品 4～8年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。</p> <p>4. 重要な引当金の計上基準 役員賞与の支給に備えるため当期末における支給見込み額を計上しております。</p> <p>5. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券 - 時価のあるもの 同 左</p> <p>その他有価証券 - 時価のないもの 同 左</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～15年 器具備品 4～8年</p> <p>無形固定資産 同 左</p> <p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>4. 重要な引当金の計上基準 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため当期末における支給見込み額を計上しております。</p> <p>5. 消費税等の会計処理 同 左</p>

## 注記事項

## 〔貸借対照表関係〕

前事業年度 (平成21年3月31日現在)	当事業年度 (平成22年3月31日現在)																																								
<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">建物</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">28,651</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">49,304</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">77,955</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table>		建物	28,651	千円		器具備品	49,304	千円		合計	77,955	千円	<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">建物</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">34,952</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">54,498</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">89,450</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table>		建物	34,952	千円		器具備品	54,498	千円		合計	89,450	千円																
	建物	28,651	千円																																						
	器具備品	49,304	千円																																						
	合計	77,955	千円																																						
	建物	34,952	千円																																						
	器具備品	54,498	千円																																						
	合計	89,450	千円																																						
<p>*2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">短期金銭債務</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">231,553</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">長期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">1,600,042</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table> <p>なお、長期金銭債務の内訳は、下記の通りであります。</p> <p>(1) 当社は、自社設定投資信託に追加投資を行う目的で、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーとの間で30億円を上限とする借入に合意しております。当事業年度末における借入限度額及び借入実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">借入限度額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">3,000,000</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,016,550</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,983,450</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table> <p>(2) 上記以外に親会社からの長期借入金583,492千円があります。</p>		短期金銭債務	231,553	千円		長期金銭債務	1,600,042	千円		借入限度額	3,000,000	千円		借入実行残高	1,016,550	千円		差引額	1,983,450	千円	<p>*2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">短期金銭債務</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">884,806</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">長期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">1,550,042</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table> <p>なお、長期金銭債務の内訳は、下記の通りであります。</p> <p>(1) 当社は、自社設定投資信託に追加投資を行う目的で、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーとの間で30億円を上限とする借入に合意しております。当事業年度末における借入限度額及び借入実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">借入限度額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">3,000,000</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">966,550</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,033,450</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table> <p>(2) 上記以外に親会社からの長期借入金583,492千円があります。</p>		短期金銭債務	884,806	千円		長期金銭債務	1,550,042	千円		借入限度額	3,000,000	千円		借入実行残高	966,550	千円		差引額	2,033,450	千円
	短期金銭債務	231,553	千円																																						
	長期金銭債務	1,600,042	千円																																						
	借入限度額	3,000,000	千円																																						
	借入実行残高	1,016,550	千円																																						
	差引額	1,983,450	千円																																						
	短期金銭債務	884,806	千円																																						
	長期金銭債務	1,550,042	千円																																						
	借入限度額	3,000,000	千円																																						
	借入実行残高	966,550	千円																																						
	差引額	2,033,450	千円																																						

## 〔損益計算書関係〕

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																								
<p>*1. 関係会社との取引は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">投資助言報酬</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">863,760</td> <td style="width: 10%;">千円</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">856,422</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受取業務委託料</td> <td style="text-align: right;">9,930</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経営管理料</td> <td style="text-align: right;">90,233</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">34,241</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> </table>	投資助言報酬	863,760	千円		委託調査費	856,422	千円		受取業務委託料	9,930	千円		経営管理料	90,233	千円		支払利息	34,241	千円		<p>*1. 関係会社との取引は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">投資助言報酬</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">490,233</td> <td style="width: 10%;">千円</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">1,259,150</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経営管理料</td> <td style="text-align: right;">99,192</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">11,907</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス契約に基づく負担金</td> <td style="text-align: right;">352,606</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> </table>	投資助言報酬	490,233	千円		委託調査費	1,259,150	千円		経営管理料	99,192	千円		支払利息	11,907	千円		サービス契約に基づく負担金	352,606	千円	
投資助言報酬	863,760	千円																																							
委託調査費	856,422	千円																																							
受取業務委託料	9,930	千円																																							
経営管理料	90,233	千円																																							
支払利息	34,241	千円																																							
投資助言報酬	490,233	千円																																							
委託調査費	1,259,150	千円																																							
経営管理料	99,192	千円																																							
支払利息	11,907	千円																																							
サービス契約に基づく負担金	352,606	千円																																							
<p>*2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">器具備品</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">822</td> <td style="width: 10%;">千円</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">822</td> <td>千円</td> <td></td> </tr> </table>	器具備品	822	千円		<hr/>				合計	822	千円																														
器具備品	822	千円																																							
<hr/>																																									
合計	822	千円																																							
<p>*3. 「サービス契約に基づく分配金」は、自己資金を投資している投資信託の価格変動リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約に基づく分配金であります。</p>																																									
	<p>*4. 「サービス契約に基づく負担金」は、自己資金を投資している投資信託の価格変動リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約に基づく負担金であります。</p>																																								

## 〔株主資本等変動計算書関係〕

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)			
	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
1. 発行済株式に関する事項	5,300	4,600	-	9,900
	(変動事由の概要)			
	増加数の内訳は、次の通りであります。 新株発行による増加 4,600株			
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。			
3. 新株予約権に関する事項	該当事項はありません。			
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。			

項目	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)			
	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
1. 発行済株式に関する事項	9,900	-	-	9,900
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。			
3. 新株予約権に関する事項	該当事項はありません。			
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。			

## 〔金融商品関係〕

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は自己設定投資信託の初期運用資金に充当するために必要な資金、及び短期的な運転資金を親会社からの借入により調達しております。自己設定投資信託に投資した資金は投資有価証券として計上されており、一時的な余資は銀行預金としております。当該投資有価証券は価格変動リスクに晒されており、それに対応する為に、親会社との間でサービス契約を締結しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、その多くが自己運用の投資信託から直接支払われることから、信用リスクは軽微であります。親会社との取引に係る関係会社未収入金及び関係会社未払金（純額表示）は外貨建てのものが含まれておりますので、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として、その発生から短期間のうちに、債権と債務を相殺の上決済することとし、長期間の未決済による為替の変動リスクを避けるようにしております。

投資有価証券は、そのほとんどが自己資金を投資している投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約により対応しております。

関係会社長期借入金は、そのほとんどが自己設定の投資信託の初期運用資金を親会社から調達したために発生したものでありますが、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 市場リスク

当社は外貨建ての債権・債務については、その相手方が親会社のみであるので、債権と債務を発生の日月または翌月末締めで相殺し、その後短期間で決済を行うこととして、期間の経過による為替変動リスクをなるべく回避することとしております。

また、投資有価証券の価格変動リスクについては、当該リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約により対応しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	972,468	972,468	-
(2) 未収委託者報酬	81,946	81,946	-
(3) 未収運用受託報酬	551,048	551,048	-
(4) 投資有価証券	1,317,613	1,317,613	-
(5) 差入保証金	98,428	95,980	2,448
資産計	3,021,506	3,019,057	2,448
(1) 関係会社未払金	884,806	884,806	-
(2) 関係会社長期借入金	1,550,042	1,550,042	-
負債計	2,434,848	2,434,848	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4)投資有価証券

投資有価証券は、投資信託受益証券であり、期末日の時価を帳簿価額としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (5)差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

## 負債

## (1)関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、期末日の公示外国為替相場により換算し、帳簿価額としております。

## (2)関係会社長期借入金

関係会社長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (注2)金銭債権の期末日後の償還予定額

	1年以内
預金	972,468
未収委託者報酬	81,946
未収運用受託報酬	551,048
差入保証金	98,428
合計	1,703,890

## (注3)関係会社長期借入金の期末日後の返済予定額

関係会社長期借入金、1,550,042千円の期末日後の返済期日は、すべて3年超4年以内であります。

## (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 〔有価証券関係〕

前事業年度（平成21年3月31日現在）

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他（注）	1,812,411	958,917	853,494
	小計	1,812,411	958,917	853,494
合計		1,812,411	958,917	853,494

(注) 投資信託受益証券であります。

## 2. 時価評価されていない有価証券の内容

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	0



当事業年度（平成22年3月31日現在）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他（注1、 注2）	1,219,940	1,317,613	97,673
	小計	1,219,940	1,317,613	97,673
合計		1,219,940	1,317,613	97,673

(注1) 投資信託受益証券であります。

(注2) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間会計期間末において、減損処理を行い、投資有価証券評価損592,471千円を計上しております。

(注3) 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 〔デリバティブ取引関係〕

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社はデリバティブ取引を一切行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を一切行っておりませんので、該当事項はありません。

## 〔退職給付関係〕

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、全従業員に対して平成17年5月より確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 11,779千円

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、全従業員に対して平成17年5月より確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 12,271千円

## 〔税効果会計関係〕

前事業年度 (平成21年3月31日現在)	当事業年度 (平成22年3月31日現在)
1. 繰延税金資産の発生の原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業所税
4,512	298
未払事業所税	投資有価証券評価損
298	242,023
未払不動産賃借料	繰延税金資産小計
1,841	242,321
投資有価証券評価損	評価性引当額
387,976	242,321
繰延税金資産小計	繰延税金資産合計
394,629	0
評価性引当額	繰延税金負債
387,976	未収還付事業税
繰延税金資産合計	1,301
6,652	繰延税金負債合計
繰延税金資産の純額	1,301
6,652	繰延税金負債の純額
6,652	1,301
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳
法定実効税率	法定実効税率
40.69%	40.69%
(調整)	(調整)
役員賞与等永久に損金に	役員賞与等永久に損金に
算入されない項目	算入されない項目
19.50%	-5.84%
住民税等均等割	住民税等均等割
0.17%	-0.05%
未払事業税等	評価性引当額の増減
-0.94%	-39.00%
未払不動産賃借料	その他
1.11%	-0.29%
その他	税効果会計適用後の法人税
-0.21%	等の負担率
税効果会計適用後の法人税	-4.49%
等の負担率	-4.49%
60.32%	-4.49%

## 〔関連当事者との取引〕

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注2)
							営業取引	営業取引以外の取引			
親会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニー	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州ボストン	1千ドル (平成20年12月31日現在)	投資顧問業など	(被所有) 直接 100%	投資顧問契約に基づく相互の役務の提供	営業取引	当社からの投資助言サービスの提供 (注1)	863,760	関係会社未払金 (注4)	199,048
							営業取引	経営管理料 (注2)	90,233		
							営業取引	委託調査費 (注3)	856,422	関係会社未払金	424,864
							営業取引以外の取引	長期借入金の借入 (注5)	100,000	関係会社長期借入金	1,600,042
							営業取引以外の取引	利息の支払 (注5)	34,241	未払費用	5,738
							営業取引以外の取引	増資の受入れ	460,000	資本金	230,000
									資本準備金	230,000	

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬については、一般的取引条件を参考に決定しております。

(注2) 経営管理料については、経営業務管理契約に基づいて決定しております。

(注3) 委託調査費については、一般的取引条件を参考に決定しております。

(注4) 関係会社未払金残高については、同社による当社の経費等の立替払い等に伴う当社の未払金残高と、同社に対する関係会社未収入金残高とを相殺して表示しております。

(注5) 長期借入金の借入利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。最長借入期限は平成25年11月20日までで、随時償還可能であります。

(注6) 上記金額につき「取引金額」には消費税等を含まず、「期末残高」には消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（非上場会社であります。）

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額 (千円) (注6)	科目	期末残高 (千円) (注6)	
親会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ボストン	1千ドル (平成21年12月31日現在)	投資顧問業など	(被所有) 直接 100%	投資顧問契約に基づく相互の役務の提供	営業取引	当社からの投資助言サービスの提供 (注1)	490,233	関係会社未払金 (注4)	884,806	
							営業取引	経営管理料 (注2)	99,192			
							営業取引	委託調査費 (注3)	1,259,150			
							営業取引以外の取引	サービス契約に基づく負担金	352,606			
							営業取引以外の取引	長期借入金の返済 (注5)	50,000	関係会社長期借入金		1,550,042
							営業取引以外の取引	利息の支払 (注5)	11,907	未払費用		2,941

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬については、一般的取引条件を参考に決定しております。

(注2) 経営管理料については、経營業務管理契約に基づいて決定しております。

(注3) 委託調査費については、一般的取引条件を参考に決定しております。

(注4) 関係会社未払金残高については、同社による当社の経費等の立替払い等に伴う当社の未払金残高と、同社に対する関係会社未収入金残高とを相殺して表示しております。

(注5) 長期借入金の借入利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。最長借入期限は平成25年11月20日までで、随時返済可能であります。

(注6) 上記金額につき「取引金額」には消費税等を含まず、「期末残高」には消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（非上場会社であります。）

## 〔1株当たり情報〕

	前事業年度 (平成21年3月31日現在)	当事業年度 (平成22年3月31日現在)
1株当たり純資産額	22,663円24銭	53,420円95銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失( )	9,863円22銭	65,319円86銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失( )の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	当事業年度 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
当期純利益又は当期純損失( )	65,948千円	646,666千円
普通株主に帰属しない金額	-千円	-千円
普通株式にかかる当期純利益又は当期純損失( )	65,948千円	646,666千円
期中平均株式数	6,686株	9,900株

## 〔重要な後発事象〕

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社に関し、定款の変更、事業譲渡及び事業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## 1. 投資助言者

名称

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（以下「MFS」といいます）

資本金の額

1,000ドル（平成22年3月末日現在）

事業の内容

MFSは、米国証券業協会に登録された投資顧問業者です。MFS及びその子会社は、米国において登録された投資会社や、一任勘定、EU及び米国以外における合同投資商品に対して投資顧問サービスを提供しています。MFS及びその子会社は、米国、ヨーロッパ、南アメリカ及びアジアにその拠点を設けております。

## 2. 受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

324,279百万円（平成22年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## 3. 販売会社

(1) 名称	(2) 資本金の額	(3) 事業の内容
PWM日本証券株式会社	3,000百万円 （平成22年3月末日現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティバンク銀行株式会社	123,100百万円 （平成22年3月末日現在）	銀行法に基づく銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の募集の取扱い等を行っています。
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 （平成22年3月末日現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000百万円 （平成22年4月1日現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000百万円 （平成22年3月末日現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,477百万円 （平成21年4月1日現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425百万円 （平成22年3月末日現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## 1. 投資助言者

当ファンドの投資助言者として、委託会社とのサブ・アドバイザー契約に基づき、委託会社に対して投資助言を行います。

## 2. 受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外貨建有価証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## 3. 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集・売出しの取扱い等を行います。

## 3【資本関係】

該当事項はありません。



### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、ファンドの基本的形態等を記載し、当ファンド及び委託会社のロゴ・マークを表示し、  
図案を採用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙及び裏表紙に、委託会社の金融商品取引業者登録番号、目論見書の使用開始日、商品内容に  
関して重大な変更を行う場合には投信法に基づき事前に受益者の意向を確認する旨、および投資信託の財産は  
受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。
- (2) 目論見書の巻末に約款を添付し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファン  
ドの状況」の詳細内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とする  
ことがあります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、取得申込者の理解を助け  
るため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがありま  
す。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として、「投資信託説明書」と称して使用されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月18日

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉益 裕二 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 吉彦 印
----------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMFS日本株ファンドの平成20年4月26日から平成21年4月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MFS日本株ファンドの平成21年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月15日

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉益 裕二 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 吉彦 印
----------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているエムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月22日

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉益 裕二 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 吉彦 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMFS日本株ファンドの平成21年4月28日から平成22年4月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MFS日本株ファンドの平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月25日

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉益 裕二 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 吉彦 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているエムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。